

目標年度
平成32年度

愛媛県果樹農業振興計画

平成23年3月

愛 媛 県

目 次

第1 果樹農業の振興に関する方針

- 1 消費者の多様なニーズに応えた産地供給力の強化
 - (1) えひめかんきつの顔づくりと周年供給体制の構築【かんきつ類】
 - (2) 適地適作に即した品種構成への転換【かんきつ類】
 - (3) 需要に応えた生産・出荷のための需給調整対策の推進
 - (4) 食の安全と消費者の信頼確保
 - (5) 高品質生産体制の強化と新技術や優良品種等の開発・普及
- 2 次代につながる生産基盤等の構築
 - (1) 維持すべき樹園地の明確化と保全
 - (2) 省力・低コスト経営を目指した生産基盤の構築
 - (3) 鳥獣被害や気象災害等の予防、軽減対策の推進
 - (4) 担い手の育成・確保の推進
- 3 幅広い消費拡大・需要創出の推進
 - (1) 県産果実の消費拡大運動等の推進
 - (2) 医食農連携による県産果実の利用促進
- 4 果樹の種類別振興方針
 - (1) かんきつ類
 - (2) かんきつ類以外の果樹

第2 栽培面積その他果実の生産の目標

第3 その区域の自然的経済的条件に応ずる近代的な果樹園経営の指標

- 1 栽培に適する自然的条件
- 2 近代的な果樹園経営の指標
 - (1) 目標とすべき10a当たりの生産量、労働時間及び栽培方式
 - (2) 効率的かつ安定的な果樹園経営の経営類型

第4 土地改良その他生産基盤の整備に関する事項

第5 果実の集荷、貯蔵又は販売の共同化その他果実の流通の合理化に関する事項

- 1 多様な流通販売形態への対応の促進
- 2 流通方法等の改善によるコストの低減

- 3 広域的利用を目指した集出荷体制の再整備
- 4 品質に着目した出荷規格の改善
- 5 果実の用途別出荷量の見通し
- 6 選果施設の整備

第6 果実の加工の合理化に関する事項

- 1 消費者ニーズに即した新製品の開発
- 2 かんきつ果汁工場等の合理化
- 3 需給調整機能の維持
- 4 果汁の生産計画
- 5 果汁用原料果実の供給計画

第7 その他必要な事項

- 1 広域濃密生産団地形成に関する方針
 - (1) 広域濃密生産団地形成に関する基本的方針
 - (2) 広域濃密生産団地の概要
- 2 政令指定果樹以外の新たな樹種導入の検討
- 3 農業者の経営安定に係る制度創設の提案

第1 果樹農業の振興に関する方針

本県の果樹は、栽培に恵まれた温暖な気候の中で、東・中・南予にまたがり、かんきつ類をはじめ、キウイフルーツ、かき、くり等の生産が盛んに行われている。生産額では果樹が県内農業産出額の4割弱を占める。特に、かんきつ類については、生産額、生産量とも日本一であり、「柑橘王国えひめ」として首都圏を中心に高い認知と評価を得ているところである。

しかし、農家段階に目を向けると、消費不況下での販売価格の低迷、資材費の高騰や高止まり、高齢化や後継者不在による労働力の不足、急斜面園地を中心とした耕作放棄地や鳥獣被害の増加といった課題が山積している。特にかんきつ類に関しては、市場流通における小ロット品種の急増や主要産地では標準装備となっている非破壊選果機の老朽化といった流通・販売面での課題が挙げられている。

このような中で、本県果樹農業の振興に向けては、贈答用や家庭用といった生食需要部門で、他産地や他商品との競争力を高めるとともに、優良園地を中心として少ない労働力でも栽培管理を可能とする、労働生産性の向上を図ることが必要となっている。このため、今後10年間の果樹農業の振興目標を「需要に応じた品種対策と生産流通基盤の再構築・県産果実の消費拡大」とし、4つの対策の柱、すなわち、

えひめかんきつの顔づくりと周年供給体制の構築、需要に即した品種構成への転換加速等による「消費者の多様なニーズに応えた産地供給力の強化」

各産地協議会等による維持していくべき優良園地の明確化、省力・低コスト経営を目指した基盤の整備等による「次代につながる生産基盤等の構築」

県産果実の消費拡大運動の推進、医食農連携による県産果実利用の促進等による「幅広い消費拡大・需要創出の推進」

産地情報の積極的な発信、品質に着目した出荷規格の改善、集出荷選果施設の再編整備等による「多様な流通販売形態への対応の促進」に取り組むこととする。

また、現在、県内25の産地協議会で策定されている「果樹産地構造改革計画(以下「産地計画」という。)」に関し、この愛媛県果樹農業振興計画(以下「振興計画」という。)の内容を踏まえて、産地が抱える生産・流通・販売面での課題の総括と今後取り組むべき戦略等を再検討し、速やかに見直しを行うこととする。

1 消費者の多様なニーズに応えた産地供給力の強化

(1) えひめかんきつの顔づくりと周年供給体制の構築【かんきつ類】

近年、国や県等でかんきつ類の新品種が育成され、県内の産地においては多くの品種が導入され、そのうち不知火やせとか等のいくつかの品種では産地の主力品種として成長を遂げてきた。しかしながら、その他の多くの品種は消費者や流通業者にその良さを十分認知されず、卸売市場や直売所で本来の評価を得られないまま取引されている例が見受けられる。本県かんきつ類の多くが農業団体を通じた共同出荷であることを踏まえれば、かんきつ類の品種については絞り込みを行い、出荷量の確保と果実の高品質化を目指すことが重要である。

このため、「柑橘王国えひめ」として、消費者や流通業者に対し、年間を通じ、時期毎の代表的な品種を供給できる体制づくりを急ぐとともに、消費者や流通業者に対する認知度を高める取組を進めることとする。

具体的には、10月のうんしゅうみかん極早生から翌年6月の河内晩柑やハウスみかんまで、産地間の合意形成と連携によって代表的品種のラインアップを構築する。特に、12月から翌年5月までの間は、有望な中晩柑類を月毎に旬のかんきつとして顔となる品種を定め、消費者や流通業者の認知度を高める効果的な情報発信の方法について検討を行う。

今回の振興計画においては、

既に一定の生産量や市場評価があり、かんきつの顔として定着を進めていくべき品種を「基幹品種」

品質保持に必要な施設の整備と合わせて早急に改植による生産拡大が必要な、次代のかんきつの顔を担うべき品種を「戦略品種」

として県が具体的な品種の絞り込みを行うこととする。

戦略品種については、早急に生産拡大を進める中で、品質や規格のばらつき等によって市場評価を低下させることのないよう、県や農業団体等が連携して、品質評価基準、荷造り等の統一について検討を行う。

また、既にある有望品種との競合や生産状況等の関係から、かんきつの顔として位置付けることは難しいが、地域の判断で特産品的に育成を目指す品種を「地域特産品種」として、基幹品種、戦略品種とともに生産の振興を図る。

さらに、基幹品種及び戦略品種に関しては、施設栽培や貯蔵技術の開発等によって出荷期間の拡大を図ることとし、特に国産の果実類の出荷が減少する4月以降を重点に生産体制の強化を図る。

なお、顔となる品種の効果的な訴求方法をはじめとして、基幹品種、戦略品種、地域特産品種の生産・流通・販売面における課題と対応を検討するために、県が主体となって「品種対策戦略会議(仮称)」を開催し具体的な検

討を行う。

(2) 適地適作に即した品種構成への転換【かんきつ類】

現行の産地計画に記載されている奨励品種について、産地自らが、産地の現状や将来を見据えた上で、県が定める基幹品種、戦略品種を参酌し、産地計画上の位置付けを検討するとともに、その早期実現に向け取組を強化する。

産地計画上の品種の位置付けを検討するに際しては、当該地域における栽培上の適応性や既存品種との労働力配分等に十分配慮を行うとともに、栽培技術の高位平準化の推進体制についても関係機関と協議を行う。

また、基幹品種や戦略品種等に位置付けられた品種への転換に当たっては、国、県、愛媛県園芸振興基金協会等の助成事業を積極的に活用して、改植や必要な施設の整備を行う。さらに、平成23年度から新たに実施される改植に係る未収益期間支援事業も活用して、生産者の負担軽減と経営の安定を図る。

(3) 需要に応えた生産・出荷のための需給調整対策の推進

うんしゅうみかんについては、表年の供給過剰や気象条件による出荷時期の集中化等の供給側の事情によって販売環境が悪化する場合がみられている。このため、市場価格に影響が及んだときには、より低位の品質のものから順次出荷を抑制するとともに、生産者団体が一体となって計画的な出荷を行う。また、隔年結果を是正するためのせん定や摘果に取り組むとともに、国の適正生産出荷見通しに基づく需給調整を推進し、特に構造的に供給過剰となっている極早生については優良品種への転換を進める。

いよかんについては、流通関係者のアンケート結果等によれば供給過剰の状況にあり、今後、生産者による再生産価格の維持は難しいと見込まれることから、需給及び価格安定対策の視点から早急に対応を検討する。

その他かんきつ類及び他の果樹については、競争力の低下や供給の過剰が見込まれる品目・品種を対象に、他の有望な品目・品種への改植を進める。

(4) 食の安全と消費者の信頼確保

消費者の食の安全・安心や環境問題への関心の高まりに応えるためには、生産者に対する農薬や肥料の適正使用による基本管理と、その記帳を徹底していくことが重要である。

このため、これら基本管理の徹底を図るとともに、さらに、人や環境に優しい農業を推進するため、エコファーマーの育成や愛媛県特別栽培農作物等認証制度(エコえひめ)、有機JAS制度等の一層の普及に取り組む。

また、消費者や実需者の信頼の確保に加え、競争力の強化、農作業安全の確保、農業経営の改善・効率化につながる、農業生産工程管理(GAP: Good Agricultural Practice)やトレーサビリティの導入についても推進を図る。

(5) 高品質生産体制の強化と新技術や優良品種等の開発・普及

消費者に支持される特性を具備し、既存品種と出荷時期の競合しない生産性の高い新品種・系統の育成・探索を行うとともに、その適地性について十分検討を行った上で、普及を図ることとする。

かんきつ類については、高品質果実の高位安定生産技術、長期の出荷を可能とする貯蔵技術、省力・低コスト栽培技術、環境に配慮した施肥技術・病虫害防除技術等の各種技術開発を推進する。

キウイフルーツについては、新品種の育成や商品性を高める技術開発を行い、その他落葉果樹については、気象条件・園地条件に適応した優良品種・優良系統の探索・選抜や高品質生産技術の確立を行うことで産地化を推進する。

また、果実は、栄養分や食物繊維のほか、ポリフェノールをはじめとする機能性成分の重要な供給源であり、消費者の健康志向の中でこれに対する認識が高まっていることから、機能性成分の含有量の高い品種の開発、機能性成分を増強させる栽培技術の開発等にも留意するものとする。

2 次代につながる生産基盤等の構築

(1) 維持すべき樹園地の明確化と保全

高齢化や後継者不在による労働力不足が進む中、県内の主要な果樹産地においてもスプロールの耕作放棄地が発生している。このため、産地計画の検討と合わせて今後維持すべき樹園地の明確化を図り、産地で情報を共有しながら耕作放棄状態になる前に、担い手への利用集積を進める仕組みを各地域でそれぞれ構築する。

また、現行の品目・品種では高品質果実の生産が見込めない条件不利樹園地については、他の品目・品種への転換等を推進する。

(2) 省力・低コスト経営を目指した生産基盤の構築

本県の樹園地は他県と比較すると傾斜地を多く抱えている。このため、農作業の省力化、生産コストの低減が実現できる形で担い手に利用集積できるよう、園地改造による樹園地の緩傾斜化、園内作業道やモノレールの整備等を推進する。特に、面的まとまりのある大規模な果樹産地については、担い手が将来にわたって生産性の高い果樹農業を継続できるよう、国や県の

農業基盤整備事業や生産対策事業等を活用して、集中的かつ計画的に樹園地の整備を推進する。

(3) 鳥獣被害や気象災害等の予防、軽減対策の推進

近年、イノシシやヒヨドリ等の鳥獣被害が県内で増大・深刻化している。このため、これまで国や県の助成事業を活用して、侵入防止柵や防鳥ネットなどを整備するとともに、わなの設置による有害鳥獣の個体管理等も行ってきたところであるが、さらに、これらを強化し、被害の防除と捕獲の両面から総合的な対策を図る。また、獣害予防に有効な忌避材をはじめとする新たな技術の開発、導入についても検討を推進する。

一方、果樹栽培では、温暖化や異常気象にはじまり、果実の着色不良、隔年結果の増幅、浮皮や生理障害の発生・被害等が誘発されている。さらに、干ばつ、低温・凍霜害、難防除病虫害の発生といった直接的な被害も数多く発生することから、これらに対応する新たな技術の開発・導入、自然条件に適應した品目・品種への転換、被害を予防・軽減する施設の整備等を推進する。

自然災害に対しては、農業共済に加入することで減収が補填される。そこで、セーフティネット措置として果樹共済の活用を働きかけることとし、特に災害による減収や品質低下で減少した生産額を補填する災害収入共済方式への加入推進を図る。

なお、近年、全国的に農作業に伴う事故の発生が増加傾向にある。特に、本県の果樹栽培では、足場の不安定な傾斜地園での高所作業や幅員の狭い山道の走行等の果樹特有の危険要因を抱えている。このため、啓発活動や講習会関係等による事故防止対策の取組を推進する。

(4) 担い手の育成・確保の推進

農業団体や行政等の関係機関が連携して各種就農支援を実施し、新規就農者の確保、育成を推進する。さらに、就農希望者に対する農業生産法人や農業団体等での技術習得、県の普及指導員や農業団体の営農指導員による就農後の技術指導等を推進する。

高齢化等で所有者が耕作できなくなった樹園地については、地域内で担い手を明確化し農地情報の共有を図る仕組みを構築することで、規模拡大志向のある認定農業者や中核的担い手に対し円滑に利用集積を図る。また、将来的な担い手不足に備えて、作業受託組織、市町やハローワーク等と連携した労働斡旋組織、シルバー人材組織、アルバイト組織等農作業の外部委託や労働力の外部調達による労働力補完システムの構築を推進する。

3 幅広い消費拡大・需要創出の推進

(1) 県産果実の消費拡大運動等の推進

世界各国の水準と比べて低位にある我が国の国民一人当たりの果実摂取量は、年齢層別にみると若年層で極端に少ない状況となっている。このため、果実の消費拡大・需要創出につながる具体的な取組のアイデアを、大学生等の若年層から提案を受ける仕組みを創設する。

また、かんきつ類については、生産者組織や農業団体等が実施するえひめみかん祭りやオレンジデー等のイベントを通じて美味しさや機能性等に関し幅広く訴求を図る。さらに、えひめ愛フード推進機構をはじめ、各種団体と連携して、県内でのマルシェの開設、県外・国外への販路拡大、新たなスイーツの開発等を推進する。

(2) 医食農連携による県産果実の利用促進

果実はビタミンやミネラルの供給源として重要な食品であり、少年期における生活習慣形成の段階から摂取を定着させる必要がある。このため、学校教育における学習や収穫作業体験等を通じて果実に対する理解や関心を醸成するとともに、学校給食への利用拡大により消費の拡大・定着を図る。

また、果実の機能性に着眼し、医療食や介護食といった新たな分野で民間事業者と連携を図ることにより利用拡大を推進する。

4 果樹の種類別振興方針

振興の対象とする果樹は、需要動向や本県の自然的条件、社会・経済的条件に沿って、政令指定果樹のうち、りんご、すもも、おうとう、パイナップルを除く全種類とする。

(1) かんきつ類

基幹品種

果樹の種類	振興方針
うんしゅうみかん	<p>本県の中心的品種として、今後とも高品質生産の維持・向上に努める。特に、供給過剰基調にある極早生は、評価の高い早生や普通系統のほか、高品質中晩柑への更新を進め、品種構成の適正化を図る。</p> <p>老木園の改植により園地の若返りを図るとともに、樹冠上部摘果や後期重点摘果等を推進し、隔年結果の是正や品質向上等による生産安定に努める。</p> <p>マルチ、完熟及び施設栽培等の高品質又は商品性の高い果実の生産に取り組みほか、特色ある産地づくりを推進する。</p>
いよかん	<p>本県の主力品種として消費者・市場が求める高品質果実の生産・出荷に努めるとともに、需給の動向に配慮しつつ、適地適作に基づき、せとか、はれひめ、愛媛果試第28号（紅まどんな）、甘平、カラ（南津海を含む）等への転換を推進する。</p> <p>樹勢衰弱樹の改植や増糖につながる栽培管理の徹底により、生産安定と品質向上を図る。</p>
不知火	<p>適地適作を基本とした生産振興により、産地の維持、強化を図る。</p> <p>樹勢衰弱樹の改植を推進し、高品質安定生産を図る。</p> <p>鮮度保持、長期貯蔵技術等の導入による長期安定出荷のほか、完熟栽培に取り組み、新たな需要の拡大を図る。</p>
ぼんかん	<p>適地適作を基本とした生産振興により、産地の維持、強化を図る。</p> <p>樹勢衰弱樹の改植に取り組み、高品質安定生産を推進する。</p>
清見	<p>西宇和地域を中心とした適地適作を基本に、低温や鳥獣被害の防止技術の導入を図り、高品質果実の安定生産を推進する。</p> <p>鮮度保持、長期貯蔵技術等の導入による長期安定出荷に取り組み、新たな需要の拡大を図る。</p>

果樹の種類	振興方針
河内晩柑	南予地域を中心とした適地適作を基本に、高品質果実の生産による産地の育成を促進する。 鮮度保持、長期貯蔵技術等の導入による長期安定出荷に取り組み、夏期の需要の拡大を図る。
せとか	うんしゅうみかんやいよかん等の転換先品種として、適地適作を基本とし、施設栽培、完熟栽培等の品質の高い高品質果実の生産に取り組み、産地の拡大を促進する。 結実管理、適期収穫を徹底し、高品質安定生産に努める。
はれひめ	適地適作を基本とした生産振興により、産地の育成及び拡大を促進する。 マルチ栽培による品質の高い果実の安定生産を推進する。

戦略品種

果樹の種類	振興方針
愛媛果試第28号 (紅まどんな)	うんしゅうみかんやいよかん等の転換先品種として、産地の育成及び拡大を促進する。 正品率向上のための施設栽培を徹底し、高品質果実の安定生産に努める
甘平	うんしゅうみかんやいよかん等の転換先品種として、適地適作を基本とした生産振興により、産地の育成を図る。 結実・水管理の徹底や防風施設の導入等により、高品質安定生産に努める。
カラ（南津海を含む）	適地適作を基本にうんしゅうみかんやいよかん等の転換先品種として、瀬戸内沿岸、島しょ部を中心として、産地の育成及び拡大を促進する。 鳥獣被害防止対策や防風施設の導入により、安定生産を推進する。 適正着果、適期収穫を徹底し、高品質生産を推進する。 鮮度保持、長期貯蔵技術等の導入による長期安定出荷に取り組み、新たな需要の拡大を図る。

その他

果樹の種類	振興方針
その他かんきつ類	<p>需要動向を見極めつつ、基幹品種や戦略品種を柱に地域特産品種等を組合せ、消費者の嗜好に対応した産地の育成を促進する。</p> <p>ブラッドオレンジ等の機能性成分を多く含有する品種の導入を推進する等、消費者の健康志向を重視したかんきつの生産を検討、拡大する。</p> <p>中山間地域を中心に、優良系統の導入によるゆずの生産振興を図る。</p> <p>媛小春やひめのつき等の新しい品種は、さらに品種特性や市場価値を見極め、次期戦略品種等としての検討を行う。</p>

(2) かんきつ類以外の果樹

果樹の種類	振興方針
かき	<p>富有・愛宕・横野・刀根に加え、太秋・太天等の優良品種を導入し、高品質果実の生産による競争力のある産地を育成する。</p> <p>棚栽培、完熟栽培、マルチ栽培等の技術の導入により作業の省力化と品質向上を図る。</p> <p>あんぽ柿等の加工製品の需要拡大を図る。</p>
くり	<p>老木園の改植による園地の若返りや病害虫抵抗性品種の導入により安定多収生産を推進する。</p> <p>早生・中生・晩生の品種構成の適正化や低樹高化、基盤整備の推進等により作業の省力化を図る。</p> <p>園地区分による特選くりの生産を拡大し、有利販売を展開する。</p>
キウイフルーツ	<p>せん定、受粉（液体受粉による省力化）、土づくり、水管理、病害虫防除等の基本管理の徹底により、高品質果実生産を推進するとともに、黄肉系品種の産地化に取り組み、産地の育成、強化を図る。</p> <p>貯蔵と追熟の適正化による長期出荷を図り、販売力を強化する。</p>
ぶどう	<p>地元市場への出荷や観光農園・産地直売等の生産出荷体制の多様化により生産の拡大や経営の安定を図る。</p> <p>優良大粒系品種の導入や無核果生産、施設栽培により高品質生産を推進する。</p>

果樹の種類	振興方針
なし	<p>優良品種への転換や環境保全型農業技術の導入等により、高品質果実の生産に努めるとともに、地元市場への出荷や直販等の多様な販売により産地の維持・強化を図る。</p>
もも	<p>優良品種への転換、わい化栽培、施設栽培、マルチ栽培等の導入により、高品質果実の生産を図る。 非破壊選果機の活用による厳選出荷に努めるとともに、地元市場への出荷や直販等の多様な販売により産地の維持・強化を推進する。</p>
びわ	<p>園地の若返りにより生産の安定と品質の向上を推進するとともに、低樹高化や園地改良により作業の省力化・軽労働化を図り、産地体制を強化する。</p>
うめ	<p>消費者の嗜好に合った優良品種の導入により、生産の安定と品質の向上を推進するとともに、産地加工により付加価値の向上を図り、産地体制を強化する。</p>

第2 栽培面積その他果実の生産の目標

果実の需要動向に即し、第1の果樹農業の振興に関する方針を基本に生産誘導を図ることとし、目標年度である平成32年度の生産量と栽培面積の目標を以下のとおり設定する。

対象果樹の種類		生産量(t)			栽培面積(ha)			伸び率 (32年度/20年度)	
		平成20年度	平成27年度	平成32年度 (目標年度)	平成20年度	平成27年度	平成32年度 (目標年度)	生産量(%)	栽培面積(%)
うんしゅうみかん		147,300	142,200	138,000	7,540	6,600	6,000	94	80
その他 かんきつ 類の 果樹	いよかん	61,356	48,580	40,000	3,373	2,520	2,000	65	59
	不知火	9,764	12,530	14,500	811	840	860	149	106
	ぼんかん	10,108	10,050	10,000	579	550	530	99	92
	清見	7,004	7,000	7,000	480	450	420	100	88
	河内晩柑	5,756	7,650	9,000	227	270	300	156	132
	せとか	2,104	4,730	6,600	185	270	330	314	178
	はれひめ	986	2,160	3,000	98	130	150	304	153
	愛媛果試第28号 (紅まどんな)	252	1,800	3,600	36	190	240	1,429	667
	甘平	64	1,200	2,400	17	190	240	3,750	1,412
	カラ (南津海を含む)	788	2,480	5,000	77	170	200	635	260
その他		21,746	20,440	19,500	1,844	1,640	1,500	90	81
計		119,928	118,620	120,600	7,727	7,220	6,770	101	88
小計		267,228	260,820	258,600	15,267	13,820	12,770	97	84
かき		11,000	11,000	11,000	826	750	690	100	84
くり		2,390	2,510	2,600	2,560	2,470	2,400	109	94
キウイフルーツ		9,600	10,880	11,800	484	520	540	123	112
ぶどう		1,540	1,580	1,600	182	170	160	104	88
なし		863	1,000	1,100	112	100	95	127	85
もも		940	950	950	113	100	95	101	84
びわ		598	610	610	109	100	90	102	83
うめ		665	690	710	292	230	180	107	62
その他		514	800	1,000	134	140	150	195	112
小計		28,110	30,020	31,370	4,812	4,580	4,400	112	91
合計		295,338	290,840	289,970	20,079	18,400	17,170	98	86

第3 その区域の自然的経済的条件に応ずる近代的な果樹園経営の指標

1 栽培に適する自然的条件

適地適作による高品質果実の安定生産を推進するため、栽培に適する気象条件の基準を以下のとおり設定する。

【かんきつ類】

対象果樹の種類	気温条件		その他条件	
	平均気温	留意事項	標高	海岸からの距離
うんしゅうみかん	15 以上	- 7 になる低温が10年に1回以内 冷気の停滞がない 収穫まで霜がなく、季節風の被害が少ない	300m以下	15km以内
いよかん はれひめ 愛媛果試第28号(紅まどんな)	15.5 以上	- 6 になる低温が10年に1回以内 収穫期の最低気温が - 2 以上 冷気の停滞がない 季節風などの被害が少ない	200m以下	10km以内
不知火 甘平	16 以上	- 5 になる低温が10年に1回以内 収穫期までの最低気温が - 3 以上 冷気の停滞がない 季節風などの被害が少ない	150m以下	10km以内
ぼんかん 清見 せとか 河内晩柑 カラ(南津海を含む)	16 以上	- 5 になる低温が10年に1回以内 収穫期までの最低気温が - 3 以上 冷気の停滞がない 季節風などの被害が少ない	150m以下	5km以内

【落葉果樹】

対象果樹 の種類	気象条件		降水量条件	標高
	平均気温	留意事項		
かき	甘がき 13 以上 渋がき 12 以上	発芽期の最低気温 - 2 以上 強風が当たらない 収穫期までの降霜が1~2回以下	4~10月の降水量 は1,500mm以下	500 m 以下
くり	12 以上	発芽期の4月上旬の最低気温は - 3 以上 特に冬季の温度格差が少ない 収穫前に強風が当たらない	4~10月の降水量 は1,500mm以下	600 m 以下
キウイフル ーツ	13 以上	最低気温 - 8 以上 発芽期の最低気温 - 1 以上 萌芽期に晩霜がない 強風が当たらない		400 m 以下
ぶどう	12 以上	萌芽期の最低気温は - 2 以上 萌芽以降4月上旬頃までの最低 気温は - 3 以上 強風が当たらない	4~10月の降水量 は1,300mm以下	700 m 以下
なし	12 以上	開花期の最低気温は - 2 以上 強風が当たらず、開花期に晩霜 がない	4~10月の降水量 は赤なし1,300mm 以下、青なし1,100 mm以下 5~7月の降水量 は400mm以下	250 m 以下
もも	12 以上	4月下旬ごろの最低気温は - 2.5 以上 強風が当たらず、開花期に晩霜 がない 開花期の最低気温は-2 以下	4~10月の降水量 は1,000mm以下 4~6月の降水量 は400mm以下	400 m 以下
びわ	15 以上	最低気温 - 3 以上、12~3月ま での温度格差が少ない 風当たりが少ない		250 m 以下
うめ	12 以上	開花期の3月上旬までの最低気 温 - 3 以上 強風が当たらない	4~10月の降水量 は1,300mm以下	400 m 以下

2 近代的な果樹園経営の指標

(1) 目標とすべき10a当たりの生産量、労働時間及び栽培方式

近代的な果樹園経営の指標については、生産性の高い果樹園経営を実現するため、目標とすべき単収、労働時間等を設定する。

対象果樹の種類	品種・系統名	目標傾斜度 (テラス面)	成園10a当 り生産量	成園10a当 り労働時間	栽培方式等
うんしゅうみかん	(施設) 極早生 早生 普通	15度以下	kg	時間	スピードスプレーヤ 多目的スプリンクラー 摘果剤利用 樹冠上部摘果、後期重点摘果 マルチ栽培 完熟栽培
			5,500	655	
			3,300	165	
			3,500	165	
3,500	183				
いよかん		15度以下	3,000	150	スピードスプレーヤ 多目的スプリンクラー
なつみかん		15度以下	3,800	144	スピードスプレーヤ 多目的スプリンクラー
不知火		15度以下	2,700	255	スピードスプレーヤ 多目的スプリンクラー
ぽんかん		15度以下	2,700	170	スピードスプレーヤ 多目的スプリンクラー
清見		15度以下	3,000	225	スピードスプレーヤ 多目的スプリンクラー
河内晩柑		15度以下	4,000	160	スピードスプレーヤ 多目的スプリンクラー 完熟栽培
優良中晩柑	(施設) 露地	15度以下	3,200	375	スピードスプレーヤ 多目的スプリンクラー
			2,800	255	
かき	富有 愛宕	15度以下	2,500	177	スピードスプレーヤ 棚栽培 完熟栽培
			3,500	185	
くり		-	400	80	低樹高栽培
キウイフルーツ		-	2,500	234	液体受粉
ぶどう	大粒系 青系	15度以下	1,500	321	スピードスプレーヤ 無核化处理
			2,000	368	
なし		15度以下	3,000	166	スピードスプレーヤ
もも		15度以下	2,000	320	スピードスプレーヤ わい性台木利用
びわ		-	1,000	245	低樹高栽培
うめ		-	2,000	238	スピードスプレーヤ 収穫ネット 一次加工処理

(2) 効率的かつ安定的な果樹園経営の経営類型

主たる従事者の年間労働時間は概ね2,000時間、所得は概ね450万円を目標として、以下のとおり単収、労働時間等の経営指標を設定する。

区分	技術体系	経営規模 (ha)	作付面積 (ha)	単収 (kg)	10a労働 時間 (時間)	10a費用 合計 (千円)	労働時間(時間)		粗収益 (万円)	総所得 (万円)	主たる 従事者 の所得 (万円)
							家族	雇用			
沿岸・島 しょ部農 業地帯土 地利用型	・うんしゅうみか んの品種組合 せ ・多目的スプリ ンクラー ・摘果剤利用 ・マルチ栽培及 び完熟栽培を 併用	3.5	極早生 0.5 早生 1.6 普通 1.4 計 3.5	3,300 3,500 3,500	165 165 183	227 213 218	756 2,350 2,322	70 290 240	206 700 613	93 359 307	451
沿岸・島 しょ部農 業地帯土 地利用型 (平地農 業地帯土 地利用 型)	・いよかん＋不 知火＋優良中 晩柑 ・多目的スプリ ンクラー	3.0	いよかん 1.0 不知火 0.8 優良中晩柑 1.2 計 3.0	3,000 2,700 2,800	150 255 255	262 340 315	1,420 1,800 2,790	80 240 270	360 475 907	98 203 529	470
沿岸・島 しょ部農 業地帯土 地利用型	・うんしゅうみか ん＋ぼんかん＋ 優良中晩柑 ・多目的スプリ ンクラー ・摘果剤利用 ・マルチ栽培及 び完熟栽培を 併用	3.0	極早生 0.4 早生 0.8 普通 0.7 ぼんかん 0.5 優良中晩柑 0.6 計 3.0	3,300 3,500 3,500 2,700 2,800	165 165 183 170 255	211 236 223 241 268	660 1,200 1,222 851 1,530	0 120 60 0 0	165 350 306 203 454	80 161 150 82 293	455
沿岸・島 しょ部農 業地帯土 地利用型	・清見＋甘夏柑 ＋不知火＋優 良中晩柑 ・多目的スプリ ンクラー	3.0	清見 1.0 甘夏柑 0.8 不知火 0.5 優良中晩柑 0.7 計 3.0	3,000 3,800 2,700 2,800	225 144 255 255	345 251 293 270	1,680 1,047 1,146 1,735	570 105 130 50	480 365 297 529	135 164 151 340	465
沿岸・島 しょ部農 業地帯土 地利用型	・河内晩柑＋甘 夏柑＋不知火 ・スピードスプレ ーヤ ・河内晩柑は完 熟栽培併用	3.5	河内晩柑 1.6 甘夏柑 1.5 不知火 0.4 計 3.5	4,000 3,800 2,700	160 144 255	260 227 255	2,280 1,961 990	280 200 30	704 684 238	288 344 136	477

区分	技術体系	経営規模 (ha)	作付面積 (ha)	単収 (kg)	10a 労働時間 (時間)	10a 費用合計 (千円)	労働時間(時間)		粗収益 (万円)	総所得 (万円)	主たる従事者の所得 (万円)
							家族	雇用			
沿岸・島しょ部農業地帯土地利型 (平地農業地帯土地利型)	・うんしゅうみかん+いよかん+優良中晩柑+キウイフルーツ ・多目的スプリンクラー ・摘果剤利用 ・マルチ栽培及び完熟栽培を併用	3.0	早生 0.8	3,500	165	227	1,260	60	350	169	475
			普通 0.7	3,500	183	223	1,242	40	306	150	
			いよかん 0.5	3,000	150	237	753	0	180	62	
			優良中晩柑 0.7	2,800	255	255	1,786	0	529	351	
			キウイフルーツ 0.3	2,500	234	282	702	0	165	80	
	計 3.0					5,743	100	1,530	812		
沿岸・島しょ部農業地帯施設型	・施設優良中晩柑+いよかん+不知火+優良中晩柑 ・多目的スプリンクラー	1.8	施設中晩柑 0.3	3,200	375	1,488	1,085	40	634	187	473
			いよかん 0.5	3,000	150	228	703	50	180	66	
			不知火 0.5	2,700	255	253	1,206	70	297	171	
			優良中晩柑 0.5	2,800	255	256	1,236	40	378	250	
			計 1.8				4,230	200	1,489	674	
中山間農業地帯土地利型	・かき+うめ ・スピードプレーヤ ・うめは青梅出荷及び一次処理梅出荷	3.0	富有柿 0.3	2,500	177	160	532	0	128	79	476
			愛宕柿 1.3	3,500	185	202	2,156	250	546	283	
			刀根早生 0.2	3,000	163	156	326	0	78	47	
			太秋 0.2	2,200	190	170	380	0	101	67	
			うめ 1.0	2,000	238	154	2,240	140	480	326	
	計 3.0					5,634	390	1,333	803		
中山間農業地帯土地利型	・施設ぶどう+もも ・ぶどうは無核化処理	1.2	雨よけ巨峰 0.3	1,300	298	356	894	0	195	88	548
			雨よけオ-ネ 0.3	1,500	321	409	963	0	306	183	
			雨よけ(青系) 0.4	2,000	368	387	1,472	0	560	405	
			もも 0.2	2,000	311	263	622	0	100	47	
			計 1.2				3,951	0	1,161	724	
平地農業地帯施設型	・施設うんしゅうみかん+うんしゅうみかん+施設中晩柑 ・露地は多目的スプリンクラー ・うんしゅうは摘果剤の利用、マルチ栽培及び完熟栽培の併用	1.3	ハウスみかん 0.2	5,500	655	2,258	1,270	40	770	318	518
			極早生 0.2	3,300	165	274	330	0	83	28	
			早生 0.4	3,500	165	246	630	30	175	77	
			普通 0.3	3,500	183	284	530	20	131	46	
			施設中晩柑 0.2	3,200	375	1,208	710	40	422	181	
	計 1.3					3,470	130	1,581	650		

(注) 優良中晩柑は、せとか、愛媛果試第28号(紅まどんな)、甘平等
施設中晩柑は、せとか、愛媛果試第28号(紅まどんな)等

第4 土地改良その他生産基盤の整備に関する事項

管理作業の省力化・軽労働化を図るため基盤整備の推進を図ることとし、平成32年度までの目標整備率を以下のとおり設定する。

対象果樹の種類	栽培面積		農道				園内作業道			
	平成20年	32年目標	整備面積	整備計画	整備率 /	目標整備率 (+) /	整備面積	整備計画	整備率 /	目標整備率 (+) /
かんきつ類	ha 15,267	ha 12,770	ha 10,840	ha 650	% 71	% 90	ha 7,786	ha 1,700	% 51	% 74
かき	826	690	479	50	58	77	330	40	40	54
くり	2,560	2,400	1,818	150	71	82	1,050	400	41	60
キウイフルーツ	484	540	339	60	70	74	218	80	45	55
ぶどう	182	160	131	5	72	85	107	10	59	73
なし	112	95	63	5	56	72	59	10	53	73
もも	113	95	83	5	73	93	68	10	60	82
びわ	109	90	62	5	57	74	36	20	33	62
うめ	292	180	102	20	35	68	91	20	31	62
その他	134	150	85	20	63	70	63	20	47	55
計	20,079	17,170	14,002	970	70	87	9,808	2,310	49	71

対象果樹の種類	畑地かんがい				園地改造			
	整備面積	整備計画	整備率 /	目標整備率 (+) /	整備面積	整備計画	整備率 /	目標整備率 (+) /
かんきつ類	ha 9,008	ha 1,100	% 59	% 79	ha 4,275	ha 1,500	% 28	% 45
かき	454	50	55	73	223	50	27	40
くり	1,664	140	65	75	819	250	32	45
キウイフルーツ	310	70	64	70	174	70	36	45
ぶどう	149	5	82	96	76	10	42	54
なし	69	5	62	78	36	10	32	48
もも	81	5	72	91	43	10	38	56
びわ	22	10	20	36	20	20	18	44
うめ	102	10	35	62	73	10	25	46
その他	69	20	51	59	46	30	34	51
計	11,928	1,415	59	78	5,785	1,960	29	45

(注) 市町調査等を参考に作成。園地改造には園内作業道は含まない。

第5 果実の集荷、貯蔵又は販売の共同化その他果実の流通の合理化に関する事項

1 多様な流通販売形態への対応の促進

果実の出荷販売形態が大きく変貌している中、生産者や産地自身が消費者、量販店、卸売市場等の買い手のニーズを理解した上で、それに対応した生産出荷(品種、規格、荷造包装等)、情報伝達(交流、宣伝)、販売(販路開拓、産地主体の価格形成、食品産業等との連携等)の方法を検討し、実践していくことが重要である。

このため、系統共販によるかんきつ類やキウイフルーツ等については、大口出荷による出荷によって有利販売が期待できる大都市圏の卸売市場向け出荷を引き続き主体に据えることとする。特にかんきつ類については、トップセールスにより本県産果実の販路の拡大を推進するほか、卸売市場や量販店等における取扱を拡大・定着させるため、農業団体や行政等による卸売市場関係者への働きかけや産地交流・情報発信等を通じ、産地と卸売市場との信頼関係の強化を図る。

また、産地主体の価格形成を図っていくため、生産物の品質に応じた販路の開拓や取引価格の安定化のための契約販売、消費者ニーズに直接応え、生産者と消費者の距離を縮める直売等の積極的な取組についても促進する。

さらに、果実の需要が総じて低下基調で推移する中、卸売市場以外から商品調達を行う小売業者への直接販売や、規格外品を中心とした新たな加工品の開発や販売方法の試行といった、いわゆる6次産業化の取組を、あくりすとクラブと連携しつつ、農業団体、生産者組織、農業生産法人等がそれぞれの事業として展開する。

2 流通方法等の改善によるコストの低減

販売単価が低迷する中、流通コストを低減し、生産者の負担軽減を図るため、流通業者の理解と協力を得ながら、輸送方法の改善や取引の電子化、流通段階の簡素化、リサイクル可能な通いコンテナの使用、出荷規格の簡素化等を推進する。

また、産地の集出荷においては、計画的な集出荷を基本に、選果・出荷ロットの集約・拡大、出荷資材の共通化、選果・出荷業務の見直し等、産地ぐるみで集出荷に係る効率化について再検討し、その改善に取り組むこととする。

3 広域的利用を目指した集出荷体制の再整備

集出荷経費の節減を図り、産地販売力を強化するため、施設の利用状況を踏まえて、集出荷施設の再編・統合を検討する。

また、果実の予措・追熟・貯蔵関連施設についても、かんきつの周年供給体制の充実・強化や高品質化に必要な施設であることから、既存施設の統廃合や利用体制の見直し等について検討を進める。

さらに、県内の多くのかんきつ産地においては、非破壊品質評価機能を備えた選果機が導入され、味重視の特選果実の商品化が図られてきたところであり、引き続きこの体制を維持・高度化させるため、助成制度の活用により、品質評価機器の改善整備等による施設の長寿命化等を促進する。

落葉果樹産地においては、従来の目視と重量、形状による外観重視の選果が行われているが、消費者のニーズに対応した品質を保證する果実の出荷、販売を行うため、必要な選果施設の整備を検討する。

なお、系統共販に属さない生産者の個別選別・個別販売が拡大し、産地の結束力が低下していることから、集出荷施設の効率的運営体制の構築に合わせ、出荷区分の複数化や出荷単位の縮小等の生産者の意向に応じた柔軟な集出荷方法の導入や庭先選別の簡素化による負担軽減に取り組み、低下傾向にある共販率及び施設利用率の向上を図る。

4 品質に着目した出荷規格の改善

近年、市場や量販店ニーズの多様化に伴い、画一的な出荷規格から多様な出荷対応が求められている。このため、市場や消費者に軸足を置き高品質な果実を提供することを重視した果実の評価基準を推進しつつ、農業団体における流通経費の節減や業務の簡素化を図るため、市場や販売業者、消費者の相互理解を前提に、簡素化された品質重視の出荷規格への見直しを検討する。

また、消費者の食に対する安全志向に対応し、付加価値のある流通販売を図り、果実の需要拡大を推進するため、果実の栽培履歴や健康機能性に関する表示、加工原料用果実の原産地表示について引き続き検討する。

5 果実の用途別出荷量の見通し

対象果樹 の種類	平成 20 年度					平成 32 年度				
	生産量	出荷量				生産量	出荷量			
		計	生食	加工	輸出		計	生食	加工	輸出
うんしゅう みかん	t 147,300	t (91) 134,000	t (80) 118,412	t (11) 15,500	t (0) 88	t 138,000	t (91) 125,580	t (67) 91,960	t (24) 33,120	t (0) 500
その他か んきつ類	119,928	(94) 113,538	(81) 98,150	(13) 15,388	-	120,600	(95) 114,570	(75) 92,362	(18) 21,708	(0) 500
かき	11,000	(87) 9,520	(81) 8,860	(6) 660	-	11,000	(87) 9,570	(80) 8,800	(7) 770	-
くり	2,390	(83) 1,990	(66) 1,584	(17) 406	-	2,600	(85) 2,210	(68) 1,768	(17) 442	-
キウイフルーツ	9,600	(93) 8,900	(93) 8,900	(0) 0	-	11,800	(93) 10,974	(93) 10,974	(0) 0	-
ぶどう	1,540	(94) 1,450	(94) 1,450	(0) 0	-	1,600	(94) 1,504	(94) 1,504	(0) 0	-
なし	863	(90) 773	(90) 773	(0) 0	-	1,100	(90) 990	(90) 990	(0) 0	-
もも	940	(88) 827	(88) 827	(0) 0	-	950	(87) 827	(87) 827	(0) 0	-
びわ	598	(84) 505	(84) 505	(0) 0	-	610	(83) 506	(83) 506	(0) 0	-
うめ	665	(86) 571	(35) 230	(51) 241	-	710	(86) 611	(32) 228	(54) 383	-
その他	514	(73) 375	(71) 367	(2) 8	-	1,000	(73) 730	(69) 690	(4) 40	-
合計	295,338	(92) 272,449	(81) 240,058	(11) 32,303	(0) 88	289,970	(92) 268,072	(73) 210,609	(19) 56,463	(0) 1,000

(注) ()内は生産量に対する比率(%)。

生産量と出荷量は農林水産統計。ただし、その他かんきつ類、なし、うめ、その他の生産量及び各品目の出荷量の内訳は農産園芸課調べ。

6 選果施設の整備

対象果実 の種類	選別方式	平成21年度			平成32年度		
		選果機数 ヶ所	年間処理量 t	1ヶ所当たり 処理量 t/ヶ所	選果機数 ヶ所	年間処理量 t	1ヶ所当たり 処理量 t/ヶ所
かんきつ 類	ドラム	4	5,920	1,480	3	3,600	1,200
	プレート	4	1,738	435	2	1,000	500
	カラーセンサー	3	10,593	3,531			
	光センサー	21	152,859	7,279	21	168,000	8,000
	小計	32	171,110	5,347	26	172,600	6,638
かき	重量	1	695	695	1	700	700
	形状	1	845	845			
	カラーセンサー	3	3,066	1,022	3	3,000	1,000
	光センサー				1	1,000	1,000
	小計	5	4,606	921	5	4,700	940
くり	ドラム	4	1,364	341	4	1,200	300
	小計	4	1,364	341	4	1,200	300
キウイフルーツ	重量	9	7,431	826	7	7,000	1,000
	カラーセンサー	1	400	400	3	3,000	1,000
	小計	10	7,831	783	10	10,000	1,000
もも	重量	1	28	28			
	光センサー	1	173	173	1	600	600
	小計	2	201	101	1	600	600
うめ	ドラム	1	258	258	1	600	600
合計	ドラム	9	7,542	838	8	5,400	675
	プレート	4	1,738	435	2	1,000	500
	重量	11	8,154	741	8	7,700	963
	形状	1	845	845			
	カラーセンサー	7	14,059	2,008	6	6,000	1,000
	光センサー	22	153,032	6,956	23	169,600	7,374
	小計	54	185,370	3,433	47	189,700	4,036

(注) 農協系統取り扱い分で計画。当該施設で2種類以上の果実を選果している場合、それぞれの果実に記載。

第6 果実の加工の合理化に関する事項

1 消費者ニーズに即した新製品の開発

近年、食生活の簡便化・多様化が進展し、加工食品への依存度が高まる中、果実加工品についても、おいしさや食べやすさに加え、消費者の新たなニーズに対応した新製品を開発することが重要となっている。

このため、6次産業化により、付加価値の高い新商品・新商材の開発による新たな需要の創出に取り組むとともに、かんきつ果汁加工品については、ストレート果汁等の高品質果実製品の生産促進、国産ジュースの安全性や機能性を打ち出した個性化商品の開発、原料原産地の強調表示を推進する。

また、果汁以外の果実加工品については、果実に含まれる健康を指向した有効成分の研究や長期保存可能な加工品等の開発を進めるほか、食酢、ゼリー等の新しい形態の製品により新規需要を開拓し、そのブランド化を促進する。

さらに、落葉果樹については、ジュース、ジャム、リキュール、スイーツ類等の地域の特性を活かした加工特産品の開発に取り組み、直販施設やグリーンツーリズムを活用しながら、その販売促進や需要拡大をえひめ愛フード推進機構と連携して推進する。

2 かんきつ果汁工場等の合理化

かんきつ果汁工場については、オレンジ輸入果汁との価格競争や多種多様な飲料品の出回り等のほか、うんしゅうみかんの生産量が減少傾向の中で、安定的な原料確保が困難な状況にある等、厳しい経営環境に置かれている。

このため、省資源化や自動化設備の導入等による製造コストの低減を推進するとともに、搾汁量が減少している工場は、再編も視野に入れた合理化を図る。さらに、HACCP等の製品製造時における品質管理・品質保証システムを強化し、品質管理の徹底と安全性の向上に努めるほか、加工を前提とした栽培体系による加工専用園等の設置についても検討する。

また、健康志向に見合った需要を開拓するため、機能性成分を損なわない製品の開発、加工に適する原料果実の確保や製造・保管における高度管理システムの導入、容器の軽量・小型化等により、製品の多様化や高品質化を図る。

なお、有機性廃棄物が多い果実加工においては、環境保全の観点からその適正な処理が必要であるため、廃棄物のサイレージによる飼料化による有効利用等のほか、かんきつ搾汁残さを原料としたバイオエタノールの製造技

術の開発研究等、環境への負荷の軽減を推進する。

3 需給調整機能の維持

果汁を中心に果実加工は、短期間に大量の原料用果実を受入れることが可能であることから、生果の出荷調整において重要な役割を果たしている。

このため、今後とも果実基金制度を活用し、県産原料の確実な受け入れや他県産の受託引き取りを行い、生果に対する需給調整機能を維持する。

また、円滑な需給調整を実施するため、計画生産・計画出荷に基づく安定した加工仕向けや農業者及び農業団体と加工業者との長期的な契約取引を推進し、加工原料用果実の安定供給を促進する。

4 果汁の生産計画

対象果実の種類	製品形態	製品製造数量 (1/5濃縮換算t)		今後の方針
		平成20年度	平成32年度	
うんしゅうみかん	果汁	1,826	3,500	美味しさや食べやすさ、健康志向等に対応した新製品を開発。 ストレート果汁等の高品質製品を促進。 国産ジュースの安全性や機能性を打ち出した個性化商品の開発。 原料原産地の強調表示を推進。
なつみかん	果汁	38	40	
はっさく	果汁	3	20	
いよかん	果汁	629	850	
その他かんきつ類	果汁	143	160	
合計		2,639	4,570	

(注) 県内果汁工場の生産計画を基に計画。果実の原料が、国産・外国産の如何に関わらず、自県内の工場で製造されるもの。

5 果汁用原料果実の供給計画

対象果実の種類	1/5濃縮果汁1tに必要な果実量(t)	平成20年産(t)				平成32年産(t)			
		自県産	他県産	自県率(%)	自県産	他県産	自県率(%)		
うんしゅうみかん	9	16,436	14,947	1,489	91	35,000	33,000	2,000	94
なつみかん	12	451	413	38	92	500	450	50	90
はっさく	13	36	13	23	36	300	250	50	83
いよかん	14	8,802	8,773	29	100	12,000	11,900	100	99
その他かんきつ類	13	1,864	1,808	56	97	2,200	2,200	-	100
合計		27,589	25,954	1,635	94	50,000	47,800	2,200	96

第7 その他必要な事項

1 広域濃密生産団地形成に関する方針

(1) 広域濃密生産団地形成に関する基本的方針

広域濃密生産団地については、多様化する消費者ニーズや販売流通に対応した産地づくりを推進するため、自然的・経済的立地条件や地域における果樹の生産出荷状況等を踏まえ、愛媛県の新しい農業振興計画における12の広域営農圏ごとに形成し、適地適作を基本に、収益性の高い品種を組み合わせた特色ある果樹生産を推進する。

なお、生産団地別の果樹の振興については、県新農業プラン又は産地計画の策定内容に基づき特色ある果樹生産に努めるものとする。

(2) 広域濃密生産団地の概要

団地名	果樹産地協議会名	広域営農圏名	関係市町名
宇摩	JAうま果樹産地協議会	宇摩広域営農圏	四国中央市
新居	JA東予園芸果樹産地協議会	新居広域営農圏	新居浜市、西条市 (旧西条市)
周桑	JA周桑果樹産地協議会	周桑広域営農圏	西条市(旧西条市を 除く)
越智	乃万地区果樹産地協議会	越智広域営農圏	今治市
	富田地区果樹産地協議会		
	玉川地区果樹産地協議会		
	波方地区果樹産地協議会		
	大西地区果樹産地協議会		
	菊間地区果樹産地協議会		
	伯方地区果樹産地協議会		
	大三島地区果樹産地協議会		
	上浦地区果樹産地協議会		
	大島地区果樹産地協議会		
	大下地区果樹産地協議会		
	関前岡村地区果樹産地協議会		
上島地区果樹産地協議会	上島町		
温泉	えひめ中央果樹産地協議会	温泉広域営農圏	松山市、東温市
	松山市農協果樹産地協議会	上浮穴広域営農圏	久万高原町
上浮穴		喜多広域営農圏	内子町(旧小田町)
	えひめ中央果樹産地協議会	温泉広域営農圏	伊予市、砥部町
伊予	松山市農協果樹産地協議会		松前町
	喜多	大洲喜多地区果樹産地協議会	喜多広域営農圏
西宇和	八西地域農業振興協議会	八西広域営農圏	八幡浜市、伊方町、 西予市(旧三瓶町)
東宇和	東宇和地域果樹産地協議会	東宇和広域営農圏	西予市(旧三瓶町を 除く)
北宇和	吉田町果樹産地協議会	北宇和広域営農圏	宇和島市(旧吉田町)
	宇和島支部産地協議会		宇和島市(旧吉田 町、旧津島町を除く)
	津島・鬼北地区果樹産地協議 会		宇和島市(旧津島 町)、松野町、鬼北町
南宇和	愛南町果樹産地協議会	南宇和広域営農圏	愛南町

(注) 平成23年3月現在

2 政令指定果樹以外の新たな樹種導入の検討

近年、消費者の健康志向の高まりや本県主力品目であるかんきつ等の需要や販売価格が伸び悩む中で、イチジク、ブルーベリー等の広域的な産地形成に至らない品目の導入等の所得向上を目指した取組が積極的に行われている。このため、今後とも政令指定果樹以外の新規需要が見込める新たな果樹の導入について検討する。

3 農業者の経営安定に係る制度創設の提案

果実の販売価格は、表年と裏年では変動幅が大きいことに加え、生産資材費の高騰等により果樹農業は不安定な経営状況となっている。このため、気象災害にかかわらず経営の継続に必要な所得が確保できない場合には補填金が支払われる等の価格の下落や生産費の高騰に対応でき再生産が可能となる果樹農業に係る新たな経営安定対策の早期実現を国に対し強く求めていく。